

川崎市火災予防規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市火災予防規則 昭和48年9月29日規則第69号 (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第18条 条例第62条各号に規定する火を使用する設備等の設置の届出は、次の各号に掲げる届出書により行うものとする。</p> <p>(1) 条例第62条第1号から第7号まで及び第7号の3から第8号の2までに掲げる設備については、火を使用する設備等の設置届(第10号様式) <u>&lt;削除&gt;</u></p> <p><u>(2)</u> 条例第62条第7号の2及び第9号から第11号までに掲げる設備については、電気設備設置届(第11号様式)</p> <p><u>(3)</u> 条例第62条第12号に掲げる設備については、ネオン管灯設備設置届(第12号様式)</p> <p><u>(4)</u> 条例第62条第13号に掲げる設備については、水素ガスを充填する気球の設置届(第13号様式)</p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第19条 条例第63条各号に掲げる行為等の届出は、次に掲げる届出書により行うものとする。ただし、第1号に掲げる行為については、電話又は口頭によることができる。</p> <p>(1) 条例第63条第1号に掲げるものの行為については、火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為届(第14号様式)</p> <p>(2) 条例第63条第2号に掲げる行為については、煙火の打上げ又は仕掛け届(第15号様式)</p> <p>(3) 条例第63条第3号に掲げる行為については、催物開催届(第16号様式)</p> <p>(4) 条例第63条第4号に掲げる行為については、水道の断水及び減水届</p>	<p>○川崎市火災予防規則 昭和48年9月29日規則第69号 (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第18条 条例第62条各号に規定する火を使用する設備等の設置の届出は、次の各号に掲げる届出書により行うものとする。</p> <p>(1) 条例第62条第1号から第6号まで及び第7号の3から第8号の2までに掲げる設備については、火を使用する設備等の設置届(第10号様式)</p> <p><u>(2) 条例第62条第7号に掲げる設備については、サウナ設備設置届(第11号様式)</u></p> <p><u>(3)</u> 条例第62条第7号の2及び第9号から第11号までに掲げる設備については、電気設備設置届(第12号様式)</p> <p><u>(4)</u> 条例第62条第12号に掲げる設備については、ネオン管灯設備設置届(第13号様式)</p> <p><u>(5)</u> 条例第62条第13号に掲げる設備については、水素ガスを充填する気球の設置届(第14号様式)</p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第19条 条例第63条各号に掲げる行為等の届出は、次に掲げる届出書により行うものとする。ただし、第1号に掲げる行為については、電話又は口頭によることができる。</p> <p>(1) 条例第63条第1号に掲げるものの行為については、火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為届(第15号様式)</p> <p>(2) 条例第63条第2号に掲げる行為については、煙火の打上げ又は仕掛け届(第16号様式)</p> <p>(3) 条例第63条第3号に掲げる行為については、催物開催届(第17号様式)</p> <p>(4) 条例第63条第4号に掲げる行為については、水道の断水及び減水届</p>

改正後	改正前
<p>(<u>第17号様式</u>)</p> <p>(5) 条例第63条第5号に掲げる行為については、道路工事及び露店開設等届 (<u>第18号様式</u>)</p> <p>(6) 条例第63条第6号に掲げる行為については、露店等開設届 (<u>第19号様式</u>)</p> <p>(防火対象物の点検基準)</p> <p>第23条 省令第4条の2の6第1項第9号の規定により市長が定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 炉の位置、構造及び管理が、条例第4条に定める基準によっていること。</p> <p>(2) ふろがまの位置、構造及び管理が、条例第4条の2に定める基準によっていること。</p> <p>(3) 温風暖房機の位置、構造及び管理が、条例第4条の3に定める基準によっていること。</p> <p>(4) 厨(ちゆう)房設備の位置、構造及び管理が、条例第4条の4に定める基準によっていること。</p> <p>(5) ボイラーの位置、構造及び管理が、条例第5条に定める基準によっていること。</p> <p>(6) ストープ(移動式のものを除く。)の位置、構造及び管理が、条例第6条に定める基準によっていること。</p> <p>(7) 壁付暖炉の位置、構造及び管理が、条例第7条に定める基準によっていること。</p> <p>(8) 乾燥設備の位置、構造及び管理が、条例第8条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(9) 簡易サウナ設備の位置、構造及び管理が、条例第8条の2に定める基準によっていること。</u></p> <p><u>(10) 一般サウナ設備の位置、構造及び管理が、条例第9条に定める基準によっていること。</u></p>	<p>(<u>第18号様式</u>)</p> <p>(5) 条例第63条第5号に掲げる行為については、道路工事及び露店開設等届 (<u>第19号様式</u>)</p> <p>(6) 条例第63条第6号に掲げる行為については、露店等開設届 (<u>第19号様式の2</u>)</p> <p>(防火対象物の点検基準)</p> <p>第23条 省令第4条の2の6第1項第9号の規定により市長が定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 炉の位置、構造及び管理が、条例第4条に定める基準によっていること。</p> <p>(2) ふろがまの位置、構造及び管理が、条例第4条の2に定める基準によっていること。</p> <p>(3) 温風暖房機の位置、構造及び管理が、条例第4条の3に定める基準によっていること。</p> <p>(4) 厨(ちゆう)房設備の位置、構造及び管理が、条例第4条の4に定める基準によっていること。</p> <p>(5) ボイラーの位置、構造及び管理が、条例第5条に定める基準によっていること。</p> <p>(6) ストープ(移動式のものを除く。)の位置、構造及び管理が、条例第6条に定める基準によっていること。</p> <p>(7) 壁付暖炉の位置、構造及び管理が、条例第7条に定める基準によっていること。</p> <p>(8) 乾燥設備の位置、構造及び管理が、条例第8条に定める基準によっていること。</p> <p><u>&lt;新設&gt;</u></p> <p><u>(9) _____サウナ設備の位置、構造及び管理が、条例第9条に定める基準によっていること。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(11)</u> 簡易湯沸設備の位置、構造及び管理が、条例第10条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(12)</u> 給湯湯沸設備の位置、構造及び管理が、条例第11条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(13)</u> 掘ごたつ及びいろいろの構造及び管理が、条例第12条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(14)</u> ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置、構造及び管理が、条例第12条の2に定める基準によっていること。</p> <p><u>(15)</u> 火花を生ずる設備の位置、構造及び管理が、条例第13条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(16)</u> 放電加工機（加工液として法第2条第7項に規定する危険物を用いるものに限る。）の位置、構造及び管理が、条例第13条の2に定める基準によっていること。</p> <p><u>(17)</u> 液体燃料を使用する器具の取扱いが、条例第21条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(18)</u> 固体燃料を使用する器具の取扱いが、条例第22条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(19)</u> 気体燃料を使用する器具の取扱いが、条例第23条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(20)</u> 電気を熱源とする器具の取扱いが、条例第24条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(21)</u> 火消しつぼその他使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いが、条例第25条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(22)</u> 喫煙等が、条例第26条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(23)</u> がん具用煙火が、条例第29条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(24)</u> 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いが、条例第33条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(25)</u> 少量危険物の貯蔵及び取扱いが、条例第33条に定めるもののほか、</p>	<p><u>(10)</u> 簡易湯沸設備の位置、構造及び管理が、条例第10条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(11)</u> 給湯湯沸設備の位置、構造及び管理が、条例第11条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(12)</u> 掘ごたつ及びいろいろの構造及び管理が、条例第12条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(13)</u> ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置、構造及び管理が、条例第12条の2に定める基準によっていること。</p> <p><u>(14)</u> 火花を生ずる設備の位置、構造及び管理が、条例第13条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(15)</u> 放電加工機（加工液として法第2条第7項に規定する危険物を用いるものに限る。）の位置、構造及び管理が、条例第13条の2に定める基準によっていること。</p> <p><u>(16)</u> 液体燃料を使用する器具の取扱いが、条例第21条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(17)</u> 固体燃料を使用する器具の取扱いが、条例第22条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(18)</u> 気体燃料を使用する器具の取扱いが、条例第23条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(19)</u> 電気を熱源とする器具の取扱いが、条例第24条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(20)</u> 火消しつぼその他使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いが、条例第25条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(21)</u> 喫煙等が、条例第26条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(22)</u> がん具用煙火が、条例第29条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(23)</u> 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いが、条例第33条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(24)</u> 少量危険物の貯蔵及び取扱いが、条例第33条に定めるもののほか、</p>

改正後	改正前
<p>条例第34条の2から第34条の8まで（第34条の6を除く。）に定める基準によっていること。</p> <p><u>(26)</u> 百貨店等で床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの又は地下街における指定数量未満の第4類の危険物の貯蔵又は取扱いが、条例第36条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(27)</u> 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いが、条例第38条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(28)</u> 綿花類等の貯蔵及び取扱いが、条例第39条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(29)</u> 消火器具が、条例第40条第1項及び第2項並びに第40条の2に定める基準により設けられていること。</p> <p><u>(30)</u> 大型消火器が、条例第41条第1項に定める基準により設けられていること。</p> <p><u>(31)</u> 屋内消火栓設備が、条例第42条第1項に定める基準により設けられていること。</p> <p><u>(32)</u> スプリンクラー設備が、条例第43条第1項に定める基準により設けられていること。</p> <p><u>(33)</u> 水噴霧消火設備等が、条例第44条第1項に定める基準により設けられていること。</p> <p><u>(34)</u> 動力消防ポンプ設備が、条例第45条第1項に定める基準により設けられていること。</p> <p><u>(35)</u> 自動火災報知設備が、条例第46条第1項及び第46条の2に定める基準により設けられていること。</p> <p><u>(36)</u> 非常警報設備が、条例第47条第1項に定める基準により設けられていること。</p> <p><u>(37)</u> 連結送水管が、条例第48条第1項に定める基準により設けられていること。</p> <p><u>(38)</u> <u>第29号</u>から前号までの規定にかかわらず、現に条例第49条の規定が</p>	<p>条例第34条の2から第34条の8まで（第34条の6を除く。）に定める基準によっていること。</p> <p><u>(25)</u> 百貨店等で床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの又は地下街における指定数量未満の第4類の危険物の貯蔵又は取扱いが、条例第36条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(26)</u> 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いが、条例第38条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(27)</u> 綿花類等の貯蔵及び取扱いが、条例第39条に定める基準によっていること。</p> <p><u>(28)</u> 消火器具が、条例第40条第1項及び第2項並びに第40条の2に定める基準により設けられていること。</p> <p><u>(29)</u> 大型消火器が、条例第41条第1項に定める基準により設けられていること。</p> <p><u>(30)</u> 屋内消火栓設備が、条例第42条第1項に定める基準により設けられていること。</p> <p><u>(31)</u> スプリンクラー設備が、条例第43条第1項に定める基準により設けられていること。</p> <p><u>(32)</u> 水噴霧消火設備等が、条例第44条第1項に定める基準により設けられていること。</p> <p><u>(33)</u> 動力消防ポンプ設備が、条例第45条第1項に定める基準により設けられていること。</p> <p><u>(34)</u> 自動火災報知設備が、条例第46条第1項及び第46条の2に定める基準により設けられていること。</p> <p><u>(35)</u> 非常警報設備が、条例第47条第1項に定める基準により設けられていること。</p> <p><u>(36)</u> 連結送水管が、条例第48条第1項に定める基準により設けられていること。</p> <p><u>(37)</u> <u>第28号</u>から前号までの規定にかかわらず、現に条例第49条の規定が</p>

改正後	改正前
<p>適用されている場合にあつては、引き続き、消防長が同条の規定の適用を認めた状況で維持されていること。</p>	<p>適用されている場合にあつては、引き続き、消防長が同条の規定の適用を認めた状況で維持されていること。</p>

改正後

第10号様式

火を使用する設備等の設置届

(宛先) 川崎市消防長		年 月 日	
届出者		住所	
(電話)		氏名	
届出種別	炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備・一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機		
所在地	(電話)		
名称	用途		
取扱責任者			
設置目的			
設置場所	設置箇所	床面積	
	構造	階層	
設備概要	消防用設備等又は特殊消防用設備等		
	設備の種類	種類	使用量
	使用する燃料・熱源・加工液		
	安全装置		
工事施工者	住所	(電話)	
	氏名		
着工予定	年 月 日	完成予定	年 月 日
※受付欄	※経過欄		

- 備考 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 2 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入してください。
- 3 設備概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付してください。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。
- 5 当該設備の設計図書を添付してください。

改正前

第10号様式

火を使用する設備等の設置届

(あて先) 川崎市消防長		年 月 日		
届出者		住所 (電話)		
氏名		印		
届出種別	炉・温風暖房機・厨房設備・ボイラー・乾燥設備・給湯湯沸設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機			
所在地	(電話)			
名称	用途			
取扱責任者				
設置目的				
設備概要	種類	設置箇所		
	燃料・熱源・加工液	使用時期		
	最大消費量	1時間当たり kg、l <sup>m3</sup> 、kW	使用時間	1日当たり 時間
	位置	消防用設備等及び特殊消防用設備等		
	構造			
	機能			
安全装置				
工事施工者	住所	(電話)		
	氏名			
着工予定	年 月 日	完成予定	年 月 日	
※受付欄	※経過欄			

- 備考 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 2 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入してください。
- 3 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付してください。
- 4 ※印の欄には、記入しないでください。
- 5 当該設備の設計図書を添付してください。

改正後

改正前

<削除>

第11号様式

サウナ設備設置届

(あて先) 川崎市消防長		年 月 日				
届出者		住所 (電話 )				
氏名		印				
所在地	(電話 )					
名称	用途					
取扱責任者						
設備概要	使用時間	時 分 ~ 時 分				
	サウナ室	規模等	設置階	室数	面積	収容人員
		構造等	外装	出入口の扉	内装材	断熱材
	発熱体	種類・容量		個数		
	安全装置			最高室温	℃	
	消防用設備等及び特殊消防用設備等					
	工事施工者	住所	(電話 )			
	氏名					
着工予定	年 月 日	完成予定	年 月 日			
※ 受付欄		※ 経過欄				

- 備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 2 設置階の欄には、サウナ室を設ける階をすべて記入してください。面積の欄には、サウナ室が2以上ある場合は個々の面積を記入してください。ただし、同一面積の室が2以上ある場合は、〇〇㎡〇室と記入してください。収容人員についてもこれに準じて記入してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。
- 4 当該設備の設計図書を添付してください。

改正後	改正前
<u>第11号様式</u> (略)	<u>第12号様式</u> (略)
<u>第12号様式</u> (略)	<u>第13号様式</u> (略)
<u>第13号様式</u> (略)	<u>第14号様式</u> (略)
<u>第14号様式</u> (略)	<u>第15号様式</u> (略)
<u>第15号様式</u> (略)	<u>第16号様式</u> (略)
<u>第16号様式</u> (略)	<u>第17号様式</u> (略)
<u>第17号様式</u> (略)	<u>第18号様式</u> (略)
<u>第18号様式</u> (略)	<u>第19号様式</u> (略)
<u>第19号様式</u> (略)	<u>第19号様式の2</u> (略)